

令和2年度

消費者教育 フェスタ

身近なところから
始めよう!



成年年齢引下げに向けた地域における消費者教育

議事録

目次

1. 基調講演 3

若年者への消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関する対応等についての先駆者や専門家からの講演

講師：横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

「自ら考え行動できる消費者市民へ - 成年年齢引き下げを1年後に控えて -」

2. 地方公共団体における消費教育の事例報告

自治体で行っている消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関しての事例報告

発表者：埼玉県 15

埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県 26

青森県環境生活部 県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県 35

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

3. パネルディスカッション 41

テーマ「消費者教育の推進体制を構築する際のポイントと授業展開」

登壇者：コーディネーター

横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

パネリスト

(公財) 消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員 柿野成美 氏

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県環境生活部県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

地方公共団体における 消費者教育の事例報告

【青森県における取組】

青森県環境生活部 県民生活文化課

長尾 裕子 氏

青森県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

増田 あけみ 氏

■青森県環境生活部 県民生活文化課

長尾裕子

■青森県消費生活センター

消費者教育コーディネーター 増田あけみ

長尾：

そうしましたら、青森県の取組をご紹介します。
思います。

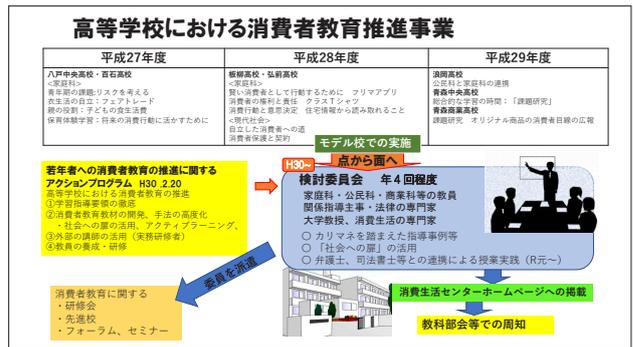
私は青森県庁の長尾と申します。

増田：

私は青森県消費生活センター、教育啓発課の増田で
ございます。よろしくお願いいたします。

長尾：

そして、後ろにいるのが、消費者教育推進大使でも
あります、センターのマスコット「テルミちゃん」です。
よろしくお願いいたします。



青森県では、大学、高校、中学校、特別支援学校で、
消費者教育を進めておりますが、今日は「高等学校に
おける消費者教育推進事業」についてご説明をしたい
と思います。

平成27年度から3カ年は、ご覧いただいているよう
に、各モデル校において関係教科で消費者教育に取り
組んできました。その中では、本日の講師である西村
先生、柿野様にもご協力をいただいております。

しかし、このモデル校での先進的事例が県内の高等学
校に広がるのは難しいところがありまして、取組を点
から面へということで、平成30年のアクションプラン
に基づきまして、八戸工業大学の橋本都副学長を委員
長とする、家庭科、公民科・商業科の先生方、関係指
導主事、法律の専門家などで構成する検討委員会を設
置し、カリマネを踏まえた指導事例、消費者庁の作ら
れた高校生向けの教材の「社会への扉」の活用、それから、
弁護士・司法書士等との連携による授業実践について
協議し、実際に授業を行って、その結果を消費生活セ

学び、つながり、広がることが
地域の「消費者力」アップに



青森県消費生活センター

ンターのホームページに掲載することとし、県高校教育研究会の各教科部会などで紹介するなど、多くの学校が実践できるように取組を進めております。こういった取組ができているのは、県消費生活センター、県教委、校長会、各関係機関などでの情報共有と連携によるものと考えております。



次の3つの取組について説明します！

 **カリキュラム・マネジメント**

 **弁護士・司法書士との連携授業**

 **学び、つながり、広がる**

本日は取組のうち、カリキュラムマネジメント、弁護士・司法書士との連携授業、生徒自身が学んだことを基に地域でのつながりが広めていくことの3つを中心にお話をしていきたいと思ひます。

**カリキュラム
マネジメント**



増田：

それでは、私のほうから1つ目のカリキュラムマネジメントについてお話したいと思います。

青森県消費生活センターホームページに、消費者教育の体系イメージマップとカリキュラムマネジメントを踏まえた指導事例を掲載しています。

これは家庭科の事例です。イメージマップの各項目に関係する題材をクリックすることで指導案、ワークシート、実践レポートを見ることができます。

消費者教育の体系イメージマップ及びカリキュラムマネジメントを踏まえた指導事例
 (家庭科)

消費者教育イメージマップ高校生

左のイメージマップをクリックすると拡大表示されます (PDF)。
 「題材名」欄に記載の数字部分をクリックすると、該当する学習指導案等が表示されます (PDF)。↓下記参照

<http://www.aca.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/c1459c689d27bbc385c3440a65fd0a79-1.pdf>

【公民・現代社会】

<http://www.aca.or.jp/contents/post-4166/#syakai>

【商業】

商業イメージマップ

左のイメージマップをクリックすると拡大表示されます (PDF)。
 「消費者の参画・協働」欄に記載の指導案、ワークシート、デザインシートをクリックすると、該当する学習指導案等が表示されます (PDF)。↓下記参照

<http://www.aca.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/f3f3dc23e9693a4200c90230c8e011d49.pdf>

次は、公民・現代社会です。事例については、公共の授業も視野に入れた内容になっています。これは実際の公民の授業の様子と授業後に、検討会議でカリキュラムマネジメントについて話し合いをしている様子です。商業科も同じように掲載しておりますのでホームページでご覧いただけたらと思います。

ここからは、家庭科での実践についてお話しします。授業の題材は「これからの衣生活」です。授業の導入のところで、これまでの学習の振り返りをし、その後現代社会の授業で「消費者に求められること」について学習したことを生徒へ確認し、授業を進めておりました。

生徒たちは、実際に新社会人になったときのスーツの選び方について、実物を見ながらグループで話し合い、決定するポイントを決めていきます。その後、教師から最近の衣生活の中で起きている問題点を提起し、フェアトレード商品、エシカルファッション、ユニバーサルファッションなどについて具体的な事例を通し説明し、衣服の選択の仕方について考えさせました。

これからの衣生活 ～持続可能な衣生活を目指して～



これまでの学習の振り返り



消費者に求められていること

正しい商品知識を身に付け、
適切に判断し、行動できる
「自立した消費者」になること

高等学校 改訂版 新現代社会(第一学習社)抜粋

ファストファッションの影響

本当にデザインや値段で
選んでいいの？



フェアトレード商品

エシカルファッション

環境や社会影響に配慮したもの
例) 環境に配慮した素材
安全な労働環境、適正な賃金

開発途上国の原料や製品を適正な価格で取引することにより、生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」

ユニバーサルファッション

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ
誰もがおしゃれを楽しめる工夫をしたもの

まとめ1

衣服の選択で持続可能な社会を目指すことができる

10 気候変動に具体的な対策を
11 持続可能な消費と生産
12 つくばない
13 資源循環
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
16 持続可能な消費と生産
17 パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

まとめ2

衣服の着用でも持続可能な社会を目指すことができる

10 気候変動に具体的な対策を
11 持続可能な消費と生産
12 つくばない
13 資源循環
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
16 持続可能な消費と生産
17 パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



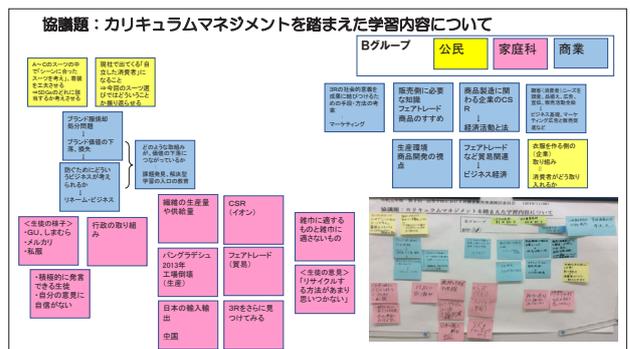
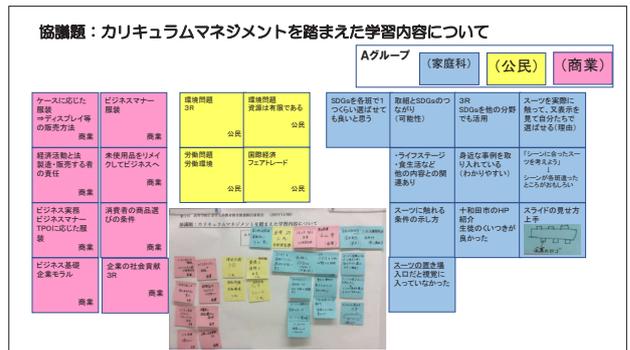
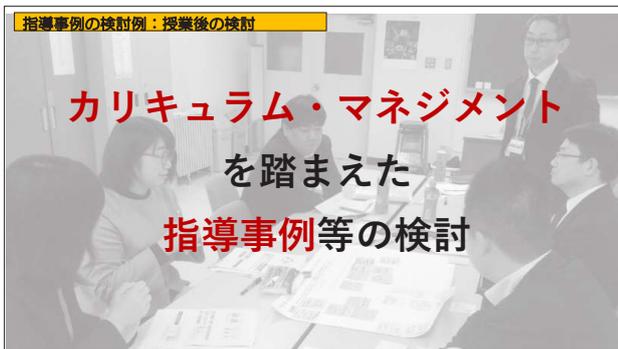
最後に、SDGs と関連付け、持続可能な社会を目指すため、①衣服の選択、②衣服の着用の仕方、③着なくなった服の利用方法などを考え、行動することとまとめていました。

授業終了後、検討会議で、他教科との関連、カリキュラムマネジメントについて協議しました。

A グループでは、消費者教育は家庭科、公民、商業のコラボが可能である。商業のビジネスマナーでは服装の選び方は行わず、スーツを着た後のところから始

めるので、家庭科のやっている内容が分かっていると進めやすい。3教科の共通は3Rである。家庭科で身近な消費生活について具体的に行うことにより、商業、公民の授業において、それぞれの内容を生徒がより理解しやすいものとなる。

B グループでは、各教科でも取り組める内容を確認し、商業では食の問題3R、売り手側の立場、公民ではスーツの選択については、自立した消費者で活用できる。家庭科では、普段の生活の中で身近なことが内容とな



るが、公民・商業の視点で捉えることで授業の幅が広がる。このように、各教科の授業をつなぐことによって、より効果的に消費者教育が推進されるものと考えております。



長尾：
次に、「弁護士・司法書士との連携授業」について、お話をします。消費に関しては、契約がかかわるので、法律の専門家である弁護士や司法書士との連携が効果的です。全国でも弁護士・司法書士の方が学校で講演する事例はあると思いますが、この検討委員会では、生徒の実態に合わせて、弁護士、司法書士の方に話してほしい部分を打ち合わせして、授業の担当の先生とのコラボレーションで行うということとしました。



R元.9.10 県立青森高等学校での授業例（弁護士）

私は大丈夫!? 判断が鍵となる リスクマネジメント

ねらい：消費者保護の仕組みについて、具体的事例をもとに情報を収集整理し、生活におけるリスクに気づき、消費者被害の防止や救済措置について成年年齢引き下げが影響する内容について理解する（資産形成のリスクマネジメント）

まずは、弁護士との連携授業の例です。家庭科基礎の家計管理において、消費者の権利と責任を自覚して行動ができるよう、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解するための授業です。



カードローンに関する若者の消費者トラブルについて、ロールプレイングをし、どの場面で被害を回避できたのか、グループで話し合い発表。県内の事例等を踏まえて、弁護士から解説してもらうという流れです。



生徒からは「どのようなリスクがあり、回避の仕方がよく分かった」などの感想があり、成年年齢引き下げによるリスクについてもよく理解できたようでした。

次に、司法書士との連携授業の例です。商業高校の課題研究の授業の中で、生徒が企画、検討している地元企業のインターネット販売サイトを運営する上で、お客様が安心して商品を購入できるための情報発信についての授業です。司法書士の方が電子契約法、特定商取引法について説明をして、生徒はこれまで考えていた方法について見直すという流れになっています。

生徒からは次のような感想が寄せられております。「消費者側に立って商品を販売すること、曖昧な表現でお客様に疑問を持たせないようにすることなどを学んだ。」「正確性に欠けることや本来の価格を偽って正規

R2.12.16 県立青森商業高等学校での授業例（司法書士）

お客様が安心して 商品を購入できる 情報を発信！

ねらい：個人情報保護法及び特定商取引法の目的を理解し、ネット通販サイトを利用するお客様に配慮した記載内容を考えることができる



品とすることなど、実際に起こった判例、事例の紹介も参考になり、絶対にはやってはいけないなどと思った。」また、一緒に授業を担当した先生からも「予想以上の効果が得られた」との報告がありました。



増田：

それでは、最後に、高校生の皆さんが学校で学んだことを基に地域とつながり、広げていくことで、地域の消費者力はもとより、生徒自身の消費者力のアップにつながっていくことについてお話しします。

県では、在学中に成年となる県内全ての高校1年生に向けて、消費生活において若者に身に付けてほしい

内容をまとめた、若者向けリーフレット「消費の力で未来が変わる」、テルミちゃんがトラブル事例を紹介しているクリアファイルを配布したところでした。

では、高校生の2つの活動をご紹介します。

1つ目は「新しい生活へGo Toプロジェクト」、消費者意識向上を目指して活動している青森県立青森西高等学校、家庭クラブの取組です。成年年齢引き下げまでに消費者意識向上のため、クラブ員考案の「18活動イメージキャラクター」が作られました。消費生活啓発担当チームが校内の啓発活動のため、生徒向けの簡単で見やすい情報紙を作成しています。継続的に発行し、情報提供をしています。

高校生の消費者意識を高めるため、知事も参加しているテルミちゃんダンス動画に、1年生全クラス参加。地域住民向けの啓発活動では、健康まつりにおいて、ステージ発表や体験ブースでの着ぐるみを着てのPRや子ども向けの塗り絵体験などを実施しました。消費者月間には、「豊かな未来へ」と布マスク着用の動画を作成しました。動画をご覧ください。



2020.4 全ての高校1年生へ配布

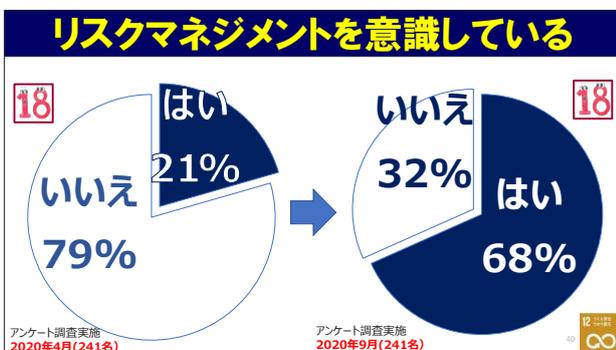
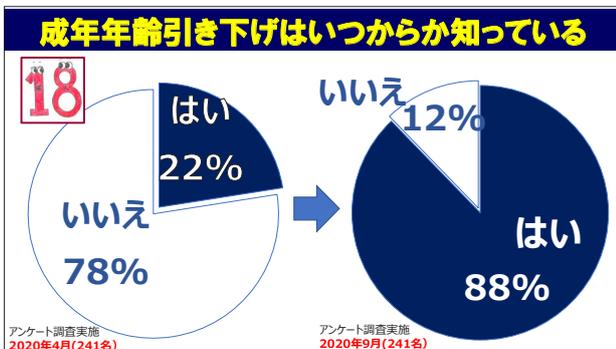


(動画)

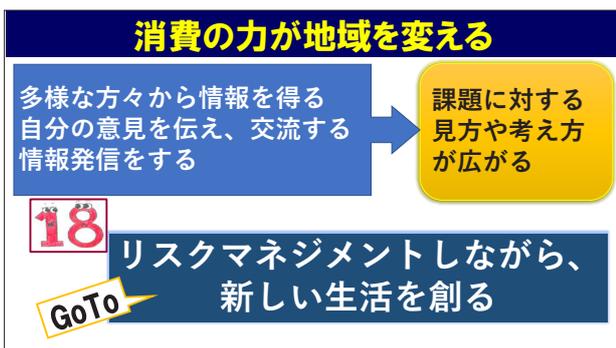
さらに、消費生活センターイメージキャラクター、テルミちゃんにマスクを作るというストーリーで、新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブル防止について配信したところです。

(動画)

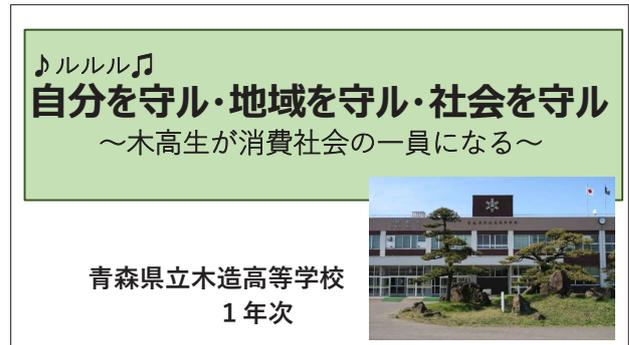
成年年齢引き下げにより在学中に成年となる1年生のアンケートです。入学時の4月と授業や活動した後の9月に実施した結果です。ご覧のとおり、活動の場を地域、Webでの情報発信に広げたことが成年年齢引き下げの理解につながったとアンケートから読み取ることができます。同じように、リスクマネジメントについては、地域の生活課題や若者の消費者トラブルについて学び、実際に活動を発信していくことでリスクマネジメント意識を高めることができたと捉えることができます。



高校生の皆さんは、消費に関する課題は人によって違ったり、社会の変化によって現れることから、多様な方々から情報を得る、自分の意見を伝え交流することで課題に対する見方や考え方が広がり、解決につな



がることを知ったようです。リスクマネジメントをしながら、新しい生活を創り、豊かに生きていけるように、これからも解決する活動を進めていきたいとまとめています。



2つ目は、高校生が地域に発信した事例です。地域において、消費生活にかかわる団体が交流、連携しながら、情報共有や意見交換などを行う「消費者フォーラム in つがる」が令和2年10月22日に、つがる市で開催されました。そのフォーラムにおいて、県立木造高校1年生8名が成年年齢の引き下げに伴う消費者トラブルや県内の消費者被害の現状など、「自分」、「地域」、「社会」という観点から、自ら考え、実践している学校での消費者問題への取組を発表しました。



「自分を守る」、「地域を守る」、「社会を守る」、3つの「ル」についての実践発表でした。「自分を守る」ためには、消費者被害を未然に防ぐということから、本当に必要なものなのか、場に流されていないか、勧誘者は本当に信じられるかなどの「6つの視点」を意識して、警戒感を高めておく。若者に多いトラブルについて情報を得て、成年年齢が引き下げられてもトラブルに遭

自分を守るためには

消費者被害を未然に防ぐためには日ごろから「6つの視点」を意識して、警戒感を高めておく。



消費者庁 政府広報オンラインより

社会を守るためには

消費者トラブルだ
警察署「#9110」
消費者センター「188」
行動する
相談
相談
トラブルの解決
不適切な取引・サービスが改善
安全・安心な暮らし
消費者庁や青森県が動く

消費者市民社会の実現・法律の整備

消費者庁「社会への原」より



「消費者市民社会」とは社会や環境のことを考えながら行動し、公正で持続可能な社会の形成に、積極的にかかわって作る社会のこと」で、現在木高生はその一員になるために勉強中です

「SDGs」「自然破壊」

「エシカル消費」「フェアトレード」

青森県消費生活センター
消費の力で未来は変わる 若者編より

地域を守るためには

- 普段から家族で詐欺について話をする。
- 周囲の人がごまめに様子を確認する (気づき) → (声掛け) → (つなぐ) = (ネットワークの強化)
- 留守番電話や対策電話にしておく
- ? (あれ) と思ったらまず「相談窓口」に連絡する (188 または #9110)
- 木高生が注意喚起する (ビデオ製作中)



わないようにする。「地域を守る」ためには、普段からいろいろな詐欺の話を伝え、情報を共有する。身近な人の変化に気付き、声を掛け、相談機関につないだり、ネットワークを強化する。留守番電話や録音装置を付ける。おかしいと思ったら、相談窓口相談するなど大切であり、このようなことを高校生が地域に呼びかけるための消費者トラブル防止ビデオを制作中であること。また、「社会を守る」ためには、消費者トラブルに泣き寝入りすることなく、関係機関、消費生活センター、警察専用窓口早めに相談し解決を図ること。それが地域の安全・安心な暮らしにつながる。消費者が行動することで被害が減少したり、公的機関が動き、法律が整備されると、フォーラム参加者へ呼びかけました。

発表した高校生は、消費者市民社会の一員になるために勉強中で、常に世の中の出来事を他人事ではなく自分のこととして捉え、行動していきたく伝えました。最後は、地元キャラクターのつがるちゃん、セ

ンターのテルミちゃん、高校生の皆さん、参加者の皆さんと一緒に「テルミーダンス」を踊り、さらにつながりを深めたところです。

このように、高校生が学校で学んだことを校内ではもとより、家族や地域に発信することで、確実に高校生自身の消費者力がアップし、成年年齢引き下げで懸念される消費者トラブルにもしっかりと対応できるものと考えています。

2019年度作成動画

消費者ホットライン 188

消費者被害防止テーマソング
相談してね!
テルミちゃん

青森県知事 三村申吾

長尾：

最後になりますが、これまでの話の中に「テルミーダンス」というものが何回か出てきました。これは消費者被害防止テーマソングに合わせて、歌と踊りで気をつけてほしいトラブルや188への相談を呼びかける内容となっております。2019年が第1弾で、知事も一緒に踊った動画を作成しております。この動画には、先ほどの青森西高校の1年生の皆さんも全員参加していただいています。一部、ご覧いただきたいと思います。



(動画)

今年度は第2弾ということで、県内19校から56名の高校生に参加いただいて、「青森を守ろう」と、消費者被害防止を呼びかけた動画を作っております。参加してくれた代表の高校生の皆さんが知事に完成報告に来てくれました。



こちらは、地元アイドル「りんご娘」と高校生の歌のバージョンの動画です。ご覧いただきたいと思います。



(動画)

こちらは、青森山田高校の新体操部と弘前聖愛高校のチアリーディングの子たちがダンスを踊ってくれたバージョンもあります。

(動画)

こちらは、YouTubeのほうでもご覧いただけますので、ぜひご覧ください。

学び、つながり、広がる地域「消費者力」アップに

高校生の学びが活動へ

一人ひとりの小さな活動が社会を変える力になる

ライフステージの特性に合わせた活動が可能になる

自らを守る = 成年年齢引下げにも動じない

高校生の活動は、消費者市民社会の一つ

まとめです。高校生の消費について学んで、一人ひとりが活動することで社会を変える力になって、また若者から高齢者まで各世代のライフステージの特性に合わせた活動が可能になります。まさに地域の「消費者力」アップにつながるものと考えています。

成年年齢引き下げにおけるトラブルにも巻き込まれることなく、自らも守ることができる賢い消費者になって、消費者市民社会のキーマンとして、青森県の未来をつくる人材となることを期待しています。

以上で青森県の発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。